

書類 番号	15
南区区連会資料 令和7年1月20日 南区区政推進課	

南区「特別市」地域説明会について

1 開催概要

- (1) 日 時：令和6年12月16日（月）19時～
- (2) 場 所：みなみん（南公会堂）ホール
- (3) 内 容：横浜市長による「横浜市が目指す特別市とは」の説明、意見交換 等
- (4) 対 象：自治会町内会、青少年指導員、スポーツ推進委員、民生委員・児童委員及び主任児童委員、保健活動推進員 等、地域活動にご尽力いただいている皆様
- (5) 参加人数：129人

2 質疑応答

(1) 登壇者

地域の方

- ・吉井 肇 会長《横浜市町内会連合会 副会長、南区連合町内会長連絡協議会 会長》
- ・山崎 直宏会長《南区青少年指導員協議会 会長》
- ・佐藤 明美会長《南区民生委員児童委員協議会 会長》

横浜市

市長 山中竹春、政策経営局大都市制度推進本部室長 橘田誠

(2) 市長からの説明を受けての感想、意見、質問等

①吉井会長

質問：「特別市」になり、二重行政が解消された際の暮らしの変化に関する具体的な事例は。

回答：市内での事例ですが、片側一車線で、バスも通り、子どもの通学路でもありながら、歩道がなく危険なため、近隣の皆様から改善のご要望を多くいただいていた生活道路がありました。横浜市が道路の拡張工事を実施しようとしたのですが、この道路が県の管理する河川に架かっていたため、工事実施までの県との調整に何年も要しました。このような事例も、特別市が実現すると、市民の安全を第一に考え、市の判断で速やかに効率よく対応ができるようになると考えています。

質問：特別市についての国の考え方、実現に向けた他道府県の政令市との連携状況は。

回答：総理大臣が地方制度に関して諮問する地方制度調査会において、「特別市は、その区域内においてはいわゆる『二重行政』が完全に解消され、今後の大都市地域における高齢化や社会資本の老朽化に備えた効率的・効果的な行政体制の整備に資する点で大きな意義を有する」と、特別市設置の必要性が認められています。20の政令市とも連携しながら国への要請などに取り組んでいますが、引き続き、国において活発に議論していただけるよう働きかけていきます。

②山崎会長

質問：市内にある県の公共施設や県立の学校、病院等はどうなるのか。

回答：特別市に移行した場合の市内にある県の施設については、「①特別市に移管する」「②県が運営を継続して、特別市が必要な費用を負担する」「③県と特別市の共同運営とする」の3通りが考えられます。施設の性質によってどの運営方法がいいのか、効率的・効果的に行政運営を行う観点も踏まえ、幅広く総合的な検討を行っていくべきものと考えています。

③佐藤会長

質問：特別市になることで、福祉サービスはどのように良くなるのか。

回答：政令市は一般の市町村よりも県から権限を移譲されています。特に福祉の分野は、市民の皆様身近な分野ということもあり、既に多くの権限が政令市に移譲されています。今後も、横浜市としてより良い福祉サービスの提供を目指していきますが、特別市に移行することで大きく変わるわけではありません。

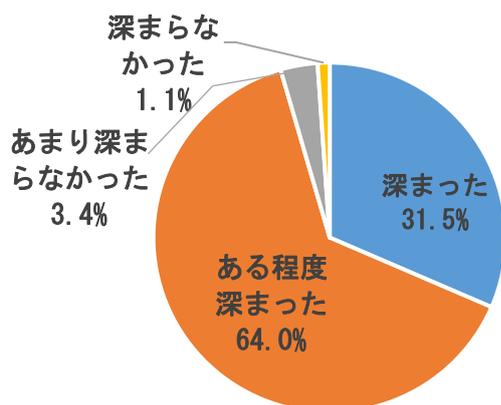
3 当日の様子



4 事後アンケート結果

【質問】説明会に参加して大都市制度「特別市」について理解が深まったと思いますか。

深まった・ある程度深まった 95.5%



【質問】説明会について、満足度をお聞かせください。

満足・やや満足 89.4%

